

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
○ 自衛官採用試験の試験期日及び試験場を定める件 五〇
- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件 五〇
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 五二
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 五二

告 示

福島県告示第七百一十一号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第一百七十七条第一項及び第一百八条の規定により、平成二十五年第四次募集期における陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生（男子）の追加採用試験について、次のとおり定める。

平成二十五年十一月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 受付期間
平成二十五年十一月八日（金）から平成二十六年一月十七日（金）まで
- 二 採用の区分及び採用予定数
陸上自衛隊 若干名
海上自衛隊 若干名
航空自衛隊 若干名
- 三 試験種目及び試験期日

試 験 種 目	試 験 期 日
筆記試験（国語、数学、社会及び作文）	平成二十六年一月二十五日（土）又は同

適性検査
口述試験
身体検査

月二十六日（日）のうち指定する一日

四 試験予定会場

名 称	位 置
陸上自衛隊福島駐屯地	福島市荒井字原宿一番地
陸上自衛隊郡山駐屯地	郡山市大槻町長右エ門林一番地

五 採用時期

平成二十六年三月下旬又は同年四月上旬

六 応募資格

平成二十六年三月一日現在又は同年四月一日現在で十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する男子で、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

七 問い合わせ先

自衛隊福島地方協力本部募集課（福島市南町八十六番地） 電話〇二四一五四六一
一九一九

（災害対策課）

福島県告示第七百一十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十五年十一月八日から平成二十六年三月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年十一月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ハンドラッグ福島荒井店 福島県福島市荒井北三丁目十二の五ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
1 大規模小売店舗を設置する者
名称 株式会社ハンドラッグ
代表者の氏名 代表取締役 橋浦 龍典
住所 福島県福島市笹谷字片目清水三十番地の四

福島県告示第七百十三号

- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
名称 株式会社ハンドラッグ
代表者の氏名 代表取締役 橋浦 龍典
住所 福島県福島市笹谷字片目清水三十番地の四
 - 三 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十六年六月二十六日
 - 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千二百平方メートル
 - 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
1 駐車場の位置及び収容台数
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 収容台数 三十九台
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 収容台数 二十台
 - 3 荷さばき施設の位置及び面積
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 面積 四十八平方メートル
 - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 容量 十九立方メートル
 - 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(一) 開店時刻 午前九時(年間十日は午前七時)
(二) 閉店時刻 午後九時
 - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から午後九時三十分まで(年間十日は午前六時三十分から午後九時三十分まで)
 - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(一) 数 二か所
(二) 位置 別紙図面のとおり
 - 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後九時まで
 - 七 届出年月日
平成二十五年十月二十五日
- (「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商業まちづくり課)

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、阿賀川土地改良区から平成二十五年九月十日付けで申請のあった定款の変更について、同年十月三十日認可した。
平成二十五年十一月八日

福島県知事 佐藤 雄平
(農村計画課)

公 告

公告第三百六十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十五年十一月八日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年十月二十二日
- 二 名称
特定非営利活動法人アマポーラ・オーソドンティック・ファシリテーターズ
- 三 代表者の氏名
折笠 正明
- 四 主たる事務所の所在地
福島県南相馬市原町区大字下太田字小原二十九番八号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、一般市民に対して、歯科医療情報の提供に関する事業を行い、市民の QOL(Quality of Life…生活の質)向上に寄与することを目的とする。
(文化振興課)